

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律案要
綱

第一 道路整備特別措置法の一部改正

一 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けた二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができるものとすること。

(第十一條第一項関係)

二 地方道路公社は、都市計画において定められた自動車専用道路であること等の要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができるものとすること。

(第十二條第一項関係)

三 有料道路管理者は、国土交通大臣に届出をした二以上の道路につき、交通上密接な関連を有する等の要件に適合する場合には、条例で定めるところにより、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができるものとすること。

(第十九條第一項関係)

四 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、令和九十七年九月三十日以前でなければならないものとすること。

（第二十三条第三項関係）

五 高速道路料金の確実な徴収

1 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する自動車の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収するものとすること。（第二十四条第一項関係）

2 会社、地方道路公社又は有料道路管理者は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に規定する検査対象軽自動車等の運転者等から徴収できなかつた料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、国土交通大臣等に対し、軽自動車検査ファイルに記録されている事項等のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができるものとすること。

（第二十四条第五項関係）

六 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限る。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限る。）に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることと追加するものとすること。

（第十二条第一項関係）

二 協定及び業務実施計画の記載事項の追加

1 協定及び業務実施計画の記載事項である特定更新等工事の内容について、先行特定更新等工事（特定更新等工事のうち、令和四十七年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。）及び後行特定更新等工事（特定更新等工事のうち、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。）を区分して定めるものとすること。

（第十三条第一項及び第十四条第一項関係）

2 当該業務実施計画の認可基準として、次に掲げる基準を定めるものとすること。

- (1) 先行特定更新等工事により、令和四十七年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであること。
- (2) 後行特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなると見込まれるものであること。

(第十四条第四項関係)

- 三 協定に定める道路資産の貸付期間は、当該協定を締結する日（当該協定の変更をするときは、当該変更をする日）から起算して五十年以内でなければならぬものとすること。 （第十三条第五項関係）
- 四 機構は、令和九十七年九月三十日までに解散するものとすること。 （第三十一条第一項関係）
- 五 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の一、二及び三は、公布の日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

- 二 所要の経過措置を定めるものとすること。
- 三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。
- 四 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第二条から第五条まで関係）

（附則第六条関係）

（附則第七条及び第八条関係）